

令和9年度入学予定の保護者へ
就学援助制度（小学校入学準備金）のお知らせ

【申請期間：令和8年11月2日（月）～令和9年2月1日（月）】

※申請期間前には受付できません。期間内に学校教育課に提出してください。

三浦市では経済的に援助が必要な家庭へ、令和9年度新小学1年生向けの入学準備金を支給します。

入学準備金以外の就学援助を受けるためには、令和9年4月に別途申請が必要です。

◆ 援助を受けることのできる世帯について

該当理由	申請書に添付する該当理由を証明する書類
① 生活保護を受けている	不要
② 生活保護が停止又は廃止された世帯	不要
③ 市民税が非課税又は減免された世帯	不要（減免の場合、減免を受けた旨の通知書のコピー）
④ 固定資産税の減免を受けた世帯	固定資産税の減免を受けた旨の通知書のコピー
⑤ 国民年金掛金の免除を受けた世帯	国民年金保険料免除申請承認通知のコピー 又は 国民年金保険料免除理由該当通知のコピー （年金事務所発行）
⑥ 国民健康保険料又は国民健康保険税の減免 もしくは徴収の猶予を受けた世帯	国民健康保険料（税）免除猶予決定通知書のコピー
⑦ 児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の支給 を受けている世帯	児童扶養手当証書のコピー
⑧ その他、経済的に困りの世帯	令和8年1月1日の時点において、三浦市以外の市区町村 に住居票のあった方は、その市区町村の発行する令和7年中 の所得の証明書（令和8年度分）の世帯全員分を三浦市教育 委員会学校教育課に申請書と一緒に提出ください。

※ ③の減免の場合と④～⑧の理由の方は、申請書の他に提出に必要な書類があります。

※ ⑥の理由で申請する場合、世帯構成全員所得を合算した額を基に審査します。

世帯 人数	世帯構成（例）	所得限度額の目安（円）	
		借家の場合	持家の場合
2人	父または母35歳 子5歳（年長）	2,410,000円	2,180,000円
3人	父38歳 母35歳 子5歳（年長）	2,980,000円	2,750,000円
4人	父45歳 母42歳 子5歳（年長） 子14歳	3,640,000円	3,400,000円
5人	父48歳 母45歳 子5歳（年長） 子9歳 子16歳	3,950,000円	3,720,000円
6人	祖父75歳 祖母68歳 父45歳 母42歳 子5歳（年長） 子9歳	4,380,000円	4,150,000円

※ 人数・年齢等により異なりますので、あくまでも目安になります。

◆ 申請に係る注意について

入学準備金は、就学援助制度の一部です。入学準備金以外の就学援助を受けるためには、**令和9年4月以降に別途申請が必要です。**

今回の申請に間に合わなかった場合は、**4月から5月末までに申請**をしていただければ、他の援助費と合わせて支給します。

4月以降の申請のご案内は入学以降になります。

◆ 申請の方法及び提出先について

- 1 申請期間 令和8年11月2日（月）～令和9年2月1日（月） ※申請期間前は受付できません。
 2 支給額 64,300円（1人あたり）
 3 支給日 令和9年2月下旬（予定）
 4 申請方法 小学校入学準備金交付申請書（兼世帯票）に必要事項を記入し、該当理由を証明



三浦市ホームページ 就学援助制度「入学準備金」について
二次元コード

する書類等（表面に記載の「援助を受けることのできる世帯について」参照）を添付の上、三浦市教育委員会学校教育課（城山町1-1、三浦市役所第2分館2階）に提出してください。

小学校入学準備金交付申請書（兼世帯票）は、三浦市ホームページのメニュー（ホーム＞くらしの案内＞申請書ダウンロード＞学校教育課（申請書様式））からもダウンロードすることができます。

（三浦市ホームページURL <https://www.city.miura.kanagawa.jp/>）

提出書類は、保護者ご本人によりご持参の上、提出くださるようお願いいたします。

◆ 就学援助費について

参考：令和8年度当初認定者の実績額・年額

区 分	小学校年額	中学校年額	詳 細
学用品・通学用品費	6,950円	12,500円	小学校1年生は 5,815円 中学校1年生は 11,365円
小学校新入学学用品費	64,300円		三浦市立小学校に入学予定の未就学児 ◎ 今回の申請対象です
中学校新入学学用品費		81,000円	三浦市立中学校に入学予定の小学校6年生
給食費	実費	実費	40,000円を上限とします。
修学旅行費	6年生実費	3年生実費	交通費・見学費・宿泊費などの実費分を交付
校外活動費 （宿泊を伴わないもの）	800円	1,155円	遠足・社会見学等 左の額を上限に実費交付
校外活動費 （宿泊を伴うもの）	1,845円	3,105円	キャンプ等 左の額を上限に実費交付
医療費	実費	実費	特定の疾病に対し「医療券」を交付
通学費	実費	実費	通学に公共交通機関を利用している方で、小学生は片道の通学距離が4km、中学生は同6kmを超える場合に定期券代を支給します。 ただし、特別支援学級に通う児童生徒についてはこの限りではありません。

問い合わせ▶ 三浦市教育委員会学校教育課 電話046-882-1111 内線409